

一般旅客定期航路事業の運賃及び料金の標準設定方式

第1章 総則

1. 標準設定方式の考え方

この標準設定方式は、運賃及び料金の種類、額及び適用方法について標準的な内容を整理し、国内旅客船事業者の参考に供するものであり、事業者の経営の効率化の推進、利用者利便の向上等の観点から事業者の自主的判断を尊重して活用されるものとする。

なお、旅客不定期航路事業、人の運送をする貨物定期航路事業及び人の運送をする不定期航路事業の運賃及び料金の設定又は変更についても、この標準設定方式に準じて活用されるものとする。

2. 標準設定方式と運賃の上限認可との関係

指定区間に係る運賃の上限の設定又は変更の認可（海上運送法第8条第3項）にあたっては、総括原価方式による判断を的確に行うためには運賃及び料金の種類、額及び適用方法について同一の方法が必要となることから、この標準設定方式を活用することとする。

3. 運賃及び料金の届出書等の様式

運賃及び料金の届出にあたっては、付属の適用方法（例）を活用するとともに、別紙届出様式により届け出るものとする。

付属書：運賃及び料金の適用方法（例）

別紙：一般旅客定期航路事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

4. 用語の定義

- (1) 「旅客運賃」とは、船舶により人（以下「旅客」という。）を運送する場合の対価をいう。
- (2) 「料金」とは、船舶による旅客又は物品等の運送に係る対価であって、運賃以外のものをいう。
- (3) 「手荷物運賃」とは、船舶により旅客がその乗船する区間について運送を委託することができる次の物（特殊手荷物にあつては、その積載物品含む。）を運送する場合の対価をいう。
 - ① 「受託手荷物」
 - ・旅客1名につき原則2個までを限度として、旅客がその乗船区間について運送を委託することができる物品で、物品1個の大きさが3辺の長さの和が2メートル以下で、かつ、重量が30キログラム以下のものをいう。
 - ② 「特殊手荷物」
 - ・旅客1名につき1車両を限度として、旅客がその乗船区間について運送を委託することができる道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であつて二輪のもの、同条第3項に規定する原動機付自転車、同条第4項に規定する軽車両及び自転車、小児用の車をいう。
- (4) 「小荷物運賃」とは、船舶により荷送人1名につき原則5個までを限度として運送を委託することができる物品で、物品1個の大きさが3辺の長さの和が2メートル以下で、かつ、重量が30キログラム以下のものを運送する場合の対価をいう。
- (5) 「自動車航送運賃」とは、船舶により自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であつて二輪のもの以外のもの）並びにその運転者及び積載貨物を運送する場合の対価をいう。

- (6) 「郵便航送料」とは、日本郵便株式会社の委託を受けて、船舶により郵便物を運送する場合の対価をいう。
- (7) 「信書便航送料」とは、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の委託を受けて、船舶により同条第3項に規定する信書便物を運送する場合の対価をいう。
- (8) 「貨物運賃」とは、船舶により上記以外の物（旅客が携帯する手回品を除く。）を運送する場合の対価をいう。

5. 運賃及び料金の設定と変更

次に掲げる場合は運賃及び料金の設定とし、その他の場合は運賃及び料金の変更とする。

- (1) 参入の許可（海上運送法第3条）に伴い、当該許可航路に係る運賃及び料金を新たに定める場合
- (2) 寄港地の変更（新設を含む。）に伴い、当該寄港地に係る運賃及び料金を新たに定める場合
- (3) 従来設定されていなかった種類の運賃及び料金を新たに定める場合

第2章 設定する必要がある運賃

1. 旅客運賃

- (1) 運賃の設定は、二等運賃を基準として、一等、特等の種類（呼称を別に設定している場合は相当する等級）ごとに行う。
- (2) 運賃の適用方法
 - ① 旅客運賃は、旅客が船室に片道1回乗船する場合に適用する。
 - ② 旅客乗船券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とすることができる。
 - ③ 旅客の区分による運賃
 - イ 大人旅客運賃（12歳以上の者（小学生（小学校（学校教育法第1条の小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部並びに同法第134条第1項の各種学校の小学部に類するものをいう。以下同じ。）に就学する児童をいう。以下同じ。）を除く。以下「大人」という。）に適用する。）
 - ロ 小児旅客運賃（12歳未満の者及び12歳以上の小学生（以下「小児」という。）の者に適用する。）
- (3) 運賃の計算方法
 - 小児旅客運賃は、大人旅客運賃の半額とする。

2. 受託手荷物運賃

- (1) 運賃の適用方法
 - ① 受託手荷物運賃は、旅客がその乗船区間について運送を委託する手荷物1個を、片道1回運送する場合に適用する。
 - ② 受託手荷物券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とすることができる。

3. 特殊手荷物運賃

- (1) 運賃の種類
 - ① 道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であつて二輪のものの運賃（総排

気量0.75リットル未満、0.75リットル以上で差を設けることができる。)

- ② 道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車の運賃
 - ③ 道路運送車両法第2条第4項に規定する軽車両及び自転車、小児用の車の運賃
- (2) 運賃の適用方法

- ① 特殊手荷物運賃は、旅客がその乗船区間について運送を委託する特殊手荷物1車両を、片道1回運送する場合に適用する。
- ② 特殊手荷物券は、旅客が途中下船したときは、前途の区間は無効とすることができる。

4. 小荷物運賃

(1) 運賃の種類

- ① 10キログラム以下の小荷物の運賃
- ② 10キログラムを超え20キログラム以下の小荷物の運賃
- ③ 20キログラムを超え30キログラム以下の小荷物の運賃

(2) 運賃の適用方法

小荷物運賃は、荷送人から運送の委託を受けた小荷物1個を、片道1回運送する場合に適用する。

5. 自動車航送運賃

(1) 運賃の種類

自動車航送を行う場合には、自動車航送運賃を設定する。この場合、一定の自動車については、乗用自動車航送運賃を別に設定することができる。

一定の自動車とは、以下のとおり。

① 自動車登録規則別表第2

自動車の範囲	分類番号
人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車	3、30から39まで、 300から399まで、 30Aから39Zまで、 3A0から3Z9まで 及び3AAから3ZZまで
貨物の運送の用に供する小型自動車	4、6、40から49まで、 60から69まで、 400から499まで、 600から699まで、 40Aから49Zまで、 60Aから69Zまで、 4A0から4Z9まで、 6A0から6Z9まで、 4AAから4ZZまで 及び6AAから6ZZまで

人の運送の用に供する小型自動車	5、7、50から59まで、 70から79まで、 500から599まで、 700から799まで、 50Aから59Zまで、 70Aから79Zまで、 5A0から5Z9まで、 7A0から7Z9まで、 5AAから5ZZまで 及び7AAから7ZZまで
広告宣伝用自動車、救急用自動車その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車で、上記自動車の範囲に類するもの	8、80から89まで、 800から899まで、 80Aから89Zまで、 8A0から8Z9まで 及び8AAから8ZZまで

② 道路運送車両法施行規則別表第2の4

自動車の用途による区分	分類番号
貨物の運送の用に供する自動車	40から49まで、 400から499まで 及び600から699まで
人の運送の用に供する自動車	50から59まで、 500から599まで 及び700から799まで
広告宣伝用自動車、救急用自動車その他特種の用途に供する自動車で、上記区分に類するもの	80から89まで 及び800から899まで

③ 軍用若しくは外交官用自動車又は臨時運行の許可を受けた自動車であつて、前各号に掲げる自動車に相当するもの

(2) 運賃の適用方法

① 自動車航送運賃は、自動車1台が片道1回乗船する場合に、次の自動車の長さに応じて適用する。

イ 当該自動車の道路運送車両法第58条の自動車検査証に記載された長さ

ロ 当該自動車がけん引自動車に連結した状態において乗船する場合には、当該連結した状態における自動車の長さ

ハ 当該自動車が荷物を前後又は前若しくは後ろにはみだして積載した状態において乗船する場合には、当該自動車の長さにはみだして積載されている部分の荷物の長さを加えた長さ

ニ 前各号以外の自動車等にあつては、当該自動車等を実測した長さ

② 自動車航送券は、自動車が途中下船したときは、前途の区間は無効とすることができる。

(3) 運賃の設定

自動車航送運賃は、前項①の長さを3メートル未満、3メートル以上に分け、1メートルごとに設定する。

第3章 社会的要請等により設定することが望まれる運賃及び料金の例

1. 定期旅客運賃

(1) 定期旅客運賃とは、旅客が同一区間を一定の期間内に不定回数乗船する場合の運賃であり、その種類は以下のとおり。

- ① 通勤定期旅客運賃
- ② 通学定期旅客運賃
- ③ 特殊定期旅客運賃

(2) 運賃の適用方法及び適用条件

- ① 通勤定期旅客運賃は、通勤旅客に適用する。
- ② 通学定期旅客運賃は、次に掲げる学校等の学生及び生徒等が、本人所属の学校長等から交付を受けた通学証明書を提出した場合又は通学定期乗船券購入兼用の身分証明書を提示した場合に適用する。

イ 学校教育法第1条の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校及び幼稚園（通信教育を含む。）

ロ 上記イ以外の国公立の学校

ハ 学校教育法第124条及び第134条第1項の私立学校

ニ 児童福祉法第39条の保育所

- ③ 特殊定期旅客運賃は、通院又は物品の販売等のため乗船する旅客で、事業者において指定する者に適用する。

(3) 運賃の計算方法

① 計算基礎

イ 通用期間が1か月の定期旅客運賃は、乗船区間の片道旅客運賃及び料金の額の60倍とする。

ロ 通用期間が3か月の定期旅客運賃は、通用期間が1か月の定期旅客運賃の3倍とする。

ハ 通用期間が6か月の定期旅客運賃は、通用期間が1か月の定期旅客運賃の6倍とする。

② 定期旅客運賃に対する割引

イ 通勤定期旅客運賃の割引率は、次のとおりとする。

- ・通用期間が1か月のものにあつては、4割引
- ・通用期間が3か月のものにあつては、4割3分引
- ・通用期間が6か月のものにあつては、4割6分引

ロ 通学定期旅客運賃の割引率は、次のとおりとする。

- ・通用期間が1か月のものにあつては、6割引
- ・通用期間が3か月のものにあつては、6割2分引
- ・通用期間が6か月のものにあつては、6割4分引

ハ 特殊定期旅客運賃の割引率は、次のとおりとする。

- ・通用期間が1か月のものにあつては、4割引
- ・通用期間が3か月のものにあつては、4割3分引
- ・通用期間が6か月のものにあつては、4割6分引

2. 学生に対する運賃及び料金

(1) 適用方法

次に掲げる学校の学生及び生徒（小児を除く。）に適用する。

- ① 学校教育法第1条の中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学及び特別支援学校（通信教育を含む。）
- ② 上記①以外の国公立の学校
- ③ 学校教育法第124条及び第134条第1項の私立学校

(2) 適用条件

片道101キロメートル以上を旅行する場合で、本人所属の学校長等から交付を受けた、所定の旅客運賃割引証を提出したものに限る。

(3) 運賃及び料金の計算方法

2等旅客運賃（急行便にあつては急行料金を含む。）は、2割引とする。

3. 身体障害者に対する運賃及び料金

(1) 適用方法

身体障害者福祉法第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

① 第1種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

- イ 視覚障害 1級から3級及び4級の1
- ロ 聴覚障害 2級及び3級
- ハ 肢体不自由
 - ・上肢 1級、2級の1及び2級の2
 - ・下肢 1級、2級及び3級の1
 - ・体幹 1級から3級
 - ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
 - ・上肢機能 1級及び2級
 - ・移動機能 1級から3級
- ニ 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
 - ・心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害 1級、3級及び4級
 - ・ぼうこう又は直腸の機能障害 1級及び3級
 - ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害 1級から4級
- ホ 肝機能障害 1級から4級
- ヘ 前各号の障害の種類を2つ以上有し、その障害の総合の程度が前各号の等級に準ずるもの

② 第2種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

- イ 視覚障害 4級の2、5級及び6級
- ロ 聴覚又は平衡機能障害・聴覚障害 4級及び6級
 - ・平衡機能障害 3級及び5級
- ハ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害 3級及び4級
- ニ 肢体不自由
 - ・上肢 2級の3、2級の4及び3級から6級
 - ・下肢 3級の2、3級の3及び4級から6級
 - ・体幹 5級
 - ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
 - ・上肢機能 3級から6級
 - ・移動機能 4級から6級
- ホ ぼうこう又は直腸の機能障害 4級

(注) 上記の障害の種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号による。

(2) 適用条件

- ① 適用対象者であることを確認すること。なお、確認に際しては、身体障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法で行うよう留意する。
※当該規定については、上記文言をそのまま使用するのではなく、具体的な適用対象者の確認方法を記載すること。
- ② 介護者については、身体障害者1名について当該事業者において介護能力があると認めた介護者1名が、当該身体障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。
- ③ 身体障害者が盲ろう者であって、当該盲ろう者の通訳・介助員については、当該盲ろう者1名について当該事業者において通訳・介助能力があると認めた通訳・介助員2名までが、当該盲ろう者と同一乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

(3) 運賃及び料金の計算方法

- ① 身体障害者及び第1種身体障害者の介護者又は通訳・介助員の2等旅客運賃並びに急行便に係る1等旅客運賃及び急行料金については5割引とする。ただし、第2種身体障害者にあつては、片道101キロメートル以上を旅行する場合に限る。
- ② 第1種身体障害者が介護者又は通訳・介助員とともに乗船する場合には、当該身体障害者及びその介護者又は通訳・介助員の1等旅客運賃、特等旅客運賃、回数旅客運賃、特別船室料金、座席指定料金及び寝台料金については5割引とし、定期旅客運賃については3割引とする。ただし、小児の回数旅客運賃及び定期旅客運賃については、割引を適用しない。
- ③ 小児の第2種身体障害者の定期旅客が介護者又は通訳・介助員とともに乗船する場合には、当該介護者又は通訳・介助員の定期旅客運賃については、3割引とする。ただし、小児の定期旅客運賃については、割引を適用しない。

4. 知的障害者に対する運賃及び料金

(1) 適用方法

昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。

- ① 第1種知的障害者とは、昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」に規定する障害の程度が重度の者をいい、療育手帳の判定欄の記述が「A」のもの
- ② 第2種知的障害者とは、知的障害者であつて上記①以外の者をいう。(療育手帳の判定欄の記述が「B」のもの)

(2) 適用条件

- ① 適用対象者であることを確認すること。なお、確認に際しては、知的障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法で行うよう留意する。
※当該規定については、上記文言をそのまま使用するのではなく、具体的な適用対象者の確認方法を記載すること。
- ② 介護者については、知的障害者1名について当該事業者において介護能力があると認めた介護者1名が、当該知的障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

(3) 運賃及び料金の計算方法

- ① 知的障害者及び第1種知的障害者の介護者の2等旅客運賃並びに急行便に係る1

等旅客運賃及び急行料金について5割引とする。ただし、第2種知的障害者にあつては、片道101キロメートル以上を旅行する場合に限る。

- ② 第1種知的障害者が介護者とともに乗船する場合には、当該知的障害者及びその介護者の1等旅客運賃、特等旅客運賃、回数旅客運賃、特別船室料金、座席指定料金及び寝台料金については5割引とし、定期旅客運賃については3割引とする。ただし、小児の回数旅客運賃及び定期旅客運賃については、割引を適用しない。
- ③ 小児の第2種知的障害者の定期旅客が介護者とともに乗船する場合には、当該介護者の定期旅客運賃については、3割引とする。ただし、小児の定期旅客運賃については、割引を適用しない。

5. 精神障害者に対する運賃及び料金

(1) 適用方法

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる等級に分ける。

- ① 1級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ② 2級 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- ③ 3級 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(注) 上記の障害の等級は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項による。

(2) 適用条件

- ① 適用対象者であることを確認すること。なお、確認に際しては、精神障害者に過度な負担とならないよう、合理的な方法で行うよう留意する。
※当該規定については、上記文言をそのまま使用するのではなく、具体的な適用対象者の確認方法を記載すること。
- ② 介護者については、精神障害者1名について当該事業者において介護能力があると認めた介護者1名が、当該精神障害者と同一の乗船区間、乗船等級等により旅行する場合に限る。

(3) 運賃及び料金の計算方法

- ① 精神障害者及び精神障害者1級の介護者の2等旅客運賃並びに急行便に係る1等旅客運賃及び急行料金について5割引とする。ただし、精神障害者2級及び3級にあつては、片道101キロメートル以上を旅行する場合に限る。
- ② 精神障害者1級が介護者とともに乗船する場合には、当該精神障害者及びその介護者の1等旅客運賃、特等旅客運賃、回数旅客運賃、特別船室料金、座席指定料金及び寝台料金については5割引とし、定期旅客運賃については3割引とする。ただし、小児の回数旅客運賃及び定期旅客運賃については、割引を適用しない。
- ③ 小児の精神障害者2級及び3級の定期旅客が介護者とともに乗船する場合には、当該介護者の定期旅客運賃については、3割引とする。ただし、小児の定期旅客運賃については、割引を適用しない。

6. 被救護者に対する運賃及び料金

(1) 適用方法

次に掲げる施設又は団体から救護又は保護を受ける者（以下「被救護者」という。）及びその付添人に適用する。

- ① 児童福祉法第12条の4の児童相談所付設の一時保護所並びに同法第41条から第44条までの各施設
 - ② 生活保護法第38条の保護施設
 - ③ 社会福祉法第2条の救護施設、施療施設及び宿泊提供施設で前号以外のもの
 - ④ 少年院法第3条の少年院及び少年鑑別所法第3条の少年鑑別所
 - ⑤ 更生保護法第29条の保護観察所
- (2) 適用条件
- ① 本人所属の施設又は団体から交付を受けた所定の旅客運賃割引証を提出した者に限る。ただし、被救護者が行商等営利を目的として旅行する場合を除く。
 - ② 被救護者の付添人については、当該被救護者が老幼者、身体障害者又は逃亡のおそれがあるものであり、当該事業者において付添いが必要と認めた場合に限る。
- (3) 運賃及び料金の計算方法
- 2等旅客運賃（急行便にあつては急行料金を含む。）は、5割引とする。

7. 運賃割引の重複適用

運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する定期旅客運賃及び回数旅客運賃の割引を除いて、重複して適用しない。

第4章 サービス提供の付加等による創意工夫の運賃及び料金の例

1. 運賃及び料金の割引

(1) 往復運賃割引

① 運賃の適用方法

イ 往復旅客運賃は、旅客が往復1回乗船する場合に適用する。

ロ 往復自動車航送運賃は、自動車1台及び当該自動車の運転者1名が往復1回乗船する場合に適用する。

② 運賃の計算方法

復路運賃及び料金の1割引とする。

(2) 回数運賃割引

① 運賃の適用方法

イ 回数旅客運賃は、旅客が同一区間を多数回乗船する場合に適用する。

ロ 回数自動車航送運賃は、同一の自動車が同一区間を多数回乗船する場合に適用する。

② 運賃の計算方法

回数運賃は、乗船区間の片道運賃及び料金の10倍の額とし、券片数は11枚とする。

(3) 団体旅客運賃割引

① 運賃の適用方法

イ 一般団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された15名以上の旅客が乗船する場合に適用する。

ロ 学生団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された15名以上の次に掲げる学校等の学生、生徒等とその付添人で、これらの者が所属する学校等の長から申込みのあった場合に適用する。

(イ) 学校教育法第1条の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校及び幼稚園（通信教育を含む。）

(ロ) 上記(イ)以外の国公立の学校

(ハ) 学校教育法第124条及び第134条第1項の私立学校

(ニ) 児童福祉法第39条の保育所

② 運賃の計算方法

イ 一般団体旅客運賃の割引率は、旅客運賃及び料金の1割引とする。

ロ 学生団体旅客運賃の割引率は、2等旅客運賃（急行便にあつては急行料金を含む。）を大人（付添人を含む。）については3割引、小児については1割引とする。

(4) 大口顧客に対する運賃割引

① 運賃の適用方法

イ 大口顧客に対する旅客運賃割引は、大口契約に基づき、一定の期間内に一定数以上の旅客が乗船する場合に適用する。

ロ 大口顧客に対する自動車航送運賃割引は、大口契約に基づき、一定の期間内に一定数以上の自動車に乗船する場合に適用する。

② 運賃の計算方法

一定以上の人数及び台数に幅を設定し、幅ごとに割引率を設定する。割引率は幅で設定することができる。

(5) 周遊に係る旅客運賃の割引

① 運賃の適用方法

周遊指定地接続航路の旅客運賃及び料金に適用する。

② 運賃の計算方法

周遊に係る旅客運賃及び料金の割引率は、1割引とする。

(6) 回遊に係る旅客運賃、特殊手荷物運賃及び自動車航送運賃の割引

① 運賃の適用方法

国内の旅客航路事業者又は国内の他の交通機関との回遊運送の旅客運賃及び料金、特殊手荷物運賃及び自動車航送運賃に適用する。

② 運賃の計算方法

回遊に係る旅客運賃及び料金、特殊手荷物運賃及び自動車航送運賃の割引率は、1割引とする。

(7) 主催旅行契約に係る旅客運賃及び自動車航送運賃の割引

① 運賃の適用方法

旅行業を営む者が企画する特定の往復又は回遊旅行の旅客運賃及び料金並びに自動車航送運賃に適用する。

② 運賃の計算方法

主催旅行契約に係る旅客運賃及び料金並びに自動車航送運賃の1割引とする。

2. 料金の設定

(1) 特別急行料金

特別急行便を運航する航路において、設定することができる。

(2) 急行料金

急行便を運航する航路において、設定することができる。

(注) 特別急行便及び急行便については、次の考え方に基づいて記述している。

① 特別急行は、在来船の同区間所要時間に比較して概ね1/2以上の短縮となること。

② 急行便は、在来船の同区間所要時間に比較して概ね2/5以上の短縮となること。

③ 同区間に在来船が就航していない場合は、類似航路の船舶の所要時間を考慮して定めること。

④ その他、利用者利便の向上を図る等の観点から、合理的な理由がある場合。

(3) 特別船室料金

2等、1等及び特等の船室以外に特別な船室を設備して旅客に利用させる場合に設定することができる。

(4) 座席指定料金

座席を指定して旅客に利用させる場合に設定することができる。

(5) 寝台料金

寝台を指定して旅客に利用させる場合に設定することができる。

(6) 船室貸切料金

特定の船室を、定員を下回る人数の旅客に専用させる場合に設定することができる。

(7) 手回品料金

旅客が携帯する手回品（鞆、ハンドバック、傘等の無料の手回品を除く。）を運送する場合に設定することができる。

3. 自動車航送運賃に対する割増

自動車航送運賃に対する割増は、自動車の幅、積載貨物のはみ出し具合、特殊用途車両及び積載物品に応じ、以下の率を例として割増運賃を徴収することができる。

① 自動車の幅が2.5メートルを超える自動車については、その超えている幅25センチメートルごとを単位として、当該自動車航送運賃の1割5分

② 自動車に積載されている荷物が当該自動車の幅を超えて積載されている場合で、当該積載されている荷物の一部が2.5メートル幅を超えて積載されているときは、当該超えている荷物の幅25センチメートルごとを単位として、当該自動車航送運賃の1割5分

③ カタピラを有する自動車、ロード・ローラー等船舶への乗船に著しく手数がかかる自動車については、当該自動車航送運賃の10割

④ 危険物船舶運送及び貯蔵規則により、旅客との混載が禁止されている物品その他の旅客の安全を害するおそれのある物品を積載する自動車については、当該自動車航送運賃の10割

第5章 運賃及び料金のは数処理について

運賃及び料金は10円を単位とし、10円未満のは数については、5円以上は切り上げ、5円未満は切り捨てとする。ただし、割引後又は割増後の10円未満のは数は、切り上げとする。